

## ○昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例 の規定による恩給の年額の改定に関する条例

制 定 昭和43年3月17日 条例第1号

(昭和35年3月31日以前に給与事由の生じた恩給年額の改定)

**第1条** 昭和35年3月31日以前に退職した阪神水道企業団恩給条例（昭和25年12月条例第47号、以下「恩給条例」という。）上の吏員又はその者の遺族に給する恩給条例の規定による退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料については、昭和42年10月分（同月1日以後に給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分）以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

- (1) 退隠料及び遺族扶助料については、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表第1の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額
  - (2) 65才以上の者並びに65才未満の遺族扶助料を受ける妻及び子に係る退隠料及び遺族扶助料については、前号の規定にかかわらず、別表第1の仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第2の第1欄に掲げる金額（増加退隠料並びに70才以上の者に係る退隠料及び遺族扶助料にあつては、同表の第2欄に掲げる金額）を加えた額を、退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額
- 2 前項の退隠料又は遺族扶助料を受ける者が65才又は70才に達したとき（65才未満の遺族扶助料を受ける妻又は子が65才に達したときを除く。）は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第2号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

(昭和35年4月1日以後に給与事由の生じた恩給年額の改定)

**第2条** 前条の規定は、昭和35年4月1日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。この条において同じ。）をした吏員又は、これらの者の遺族で、阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例（昭和41年3月条例第1号）第3条の規定により退隠料又は遺族扶助料の年額を改定されたものに給する退隠料又は遺族扶助料の年額の改定について準用する。

- 2 昭和35年4月1日以後に退職した吏員又はこれらの者の遺族として昭和42年9月30日において現に退隠料等を受けている者（前項に規定する者を除く。）については、同年10月分以降、その年額を、昭和35年3月31日において施行されていた給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与条例の規定により受けるべきであつた退隠料等の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表第1の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、65才以上の者並びに65才未満の遺族扶助料を受ける妻及び子に係る退隠料又は遺族

-197/3/4- 第9章 昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の  
規定による恩給の年額の改定に関する条例

扶助料については、当該仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第2の第1欄に掲げる金額（増加退隠料並びに70才以上の者に係る退隠料又は遺族扶助料にあつては、同表の第2欄に掲げる金額）を加えた額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

3 前条第1項ただし書及び同条第2項の規定は、前項の退隠料等の年額の改定について準用する。

（受給年令に関する特例）

**第3条** 遺族扶助料に関する前2条の規定の適用については、遺族扶助料を受ける者が2人あり、かつ、その2人が遺族扶助料を受けているときは、そのうち年長者が65才又は70才に達した日に、他の1人も65才又は70才に達したものとみなす。

（端数計算）

**第4条** この条例の規定により退隠料又は遺族扶助料等の年額を改定する場合において、第1条から第2条までの規定により算出して得た年額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつて第1条から第2条までの規定による改定年額とする。

（職権改定）

**第5条** この条例の規定による恩給年額の改定は、企業長が受給者の詩求を待たずに行なう。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年10月1日から適用する。

**別 表 第 1**

恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額
103,200 円	113,500 円	147,700 円	162,500 円
106,000	116,600	153,700	169,100
108,500	119,400	157,600	173,400
112,000	123,200	161,400	177,500
114,100	125,500	165,800	182,400
118,100	129,900	172,100	189,300
123,800	136,200	177,400	195,100
129,800	142,800	182,500	200,800
135,700	149,300	188,600	207,500
141,800	156,000	194,800	214,300

第9章 昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の - 197/3/5 -  
 規定による恩給の年額の改定に関する条例

201,500	221,700	508,700	559,600
208,300	229,100	534,400	587,800
216,800	238,500	539,500	593,500
222,000	244,200	559,900	615,900
229,000	251,900	585,600	644,200
235,700	259,300	611,300	672,400
249,200	274,100	636,800	700,500
252,700	278,000	652,900	718,200
262,900	289,200	670,100	737,100
276,600	304,300	703,200	773,500
291,700	320,900	736,600	810,300
299,400	329,300	753,400	828,700
306,700	337,400	769,700	846,700
317,300	349,000	802,800	883,100
323,400	355,700	818,000	899,800
341,400	375,500	836,000	919,600
350,300	385,300	869,200	956,100
359,500	395,500	905,300	995,800
377,500	415,300	923,900	1,016,300
395,600	435,200	941,500	1,035,700
400,300	440,300	960,000	1,056,000
415,200	456,700	977,800	1,075,600
436,400	480,000	1,013,900	1,115,300
457,400	503,100	1,050,000	1,155,000
470,400	517,400	1,067,800	1,174,600
483,100	531,400	1,086,200	1,194,800

恩給年額の計算の基礎となつている給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する假定給料年額によ

-197/3/6- 第9章 昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の  
規定による恩給の年額の改定に関する条例

る。ただし、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が103,200円未満の場合又は1,086,200円をこえる場合においては、その年額に100分の110を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。

別表第2

仮定給料年額	第1欄	第2欄	仮定給料年額	第1欄	第2欄
113,500	10,300	19,100	238,500	21,700	40,100
116,600	10,600	19,600	244,200	22,200	41,100
119,400	10,800	20,000	251,900	22,900	42,400
123,200	11,200	20,700	259,300	23,500	43,600
125,500	11,400	21,100	274,100	24,900	46,100
129,900	11,800	21,900	278,000	25,200	46,700
136,200	12,400	22,900	289,200	26,300	48,600
142,800	13,000	24,000	304,300	27,600	51,100
149,300	13,500	25,100	320,900	29,100	53,900
156,000	14,200	26,200	329,300	30,000	55,400
162,500	14,700	27,300	337,400	30,600	56,700
169,100	15,300	28,400	349,000	31,800	58,700
173,400	15,700	29,100	355,700	32,400	59,900
177,500	16,200	29,900	375,500	34,200	63,200
182,400	16,600	30,700	385,300	35,100	64,800
189,300	17,200	31,800	395,500	35,900	66,500
195,100	17,800	32,900	415,300	37,700	69,800
200,800	18,200	33,700	435,200	39,500	73,100
207,500	18,800	34,900	440,300	40,100	74,100
214,300	19,500	36,000	456,700	41,500	76,800
221,700	20,100	37,200	480,000	43,700	80,800
229,100	20,900	38,600	503,100	45,800	84,700

第9章 昭和42年度における阪神水道企業団恩給条例の -197ノ3ノ7-  
規定による恩給の年額の改定に関する条例

517,400	47,100	87,100	846,700	76,900	142,400
531,400	48,300	89,400	883,100	80,300	148,500
559,600	50,800	94,100	899,800	81,800	151,300
587,800	53,500	98,900	919,600	83,600	154,700
593,500	53,900	99,800	956,100	86,900	160,800
615,900	56,000	103,600	995,800	90,600	167,500
644,200	58,500	108,300	1,016,300	92,400	170,900
672,400	61,200	113,100	1,035,700	94,100	174,100
700,500	63,700	117,800	1,056,000	96,000	177,600
718,200	65,300	120,800	1,075,600	97,800	180,900
737,100	67,000	124,000	1,115,300	101,400	187,600
773,500	70,300	130,100	1,155,000	105,000	194,300
810,300	73,600	136,200	1,174,600	106,800	197,500
828,700	75,400	139,400	1,194,800	108,600	201,000

仮定給料年額が113,500円未満の場合又は1,194,800円をこえる場合においては、当該年額に対応する第1欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額に100分の120を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。）と仮定給料年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第2欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額に100分の128.5を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）と仮定給料年額との差額に相当する額とする。